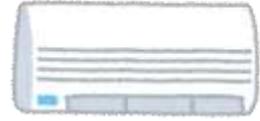


猛暑対策にご活用ください

高齢者・子育て世帯熱中症緊急対策事業

# 家庭用冷房機（エアコン）新規購入補助金

熱中症対策のため、収入が一定程度以下の高齢者・障がい世帯や子育て世帯などで、自宅にエアコンが設置されていない世帯が、新規設置する場合の購入費を補助します。



なお、この要件を満たす世帯で高校3年生までの子を持つ子育て世帯については、既にエアコンを保有していても子供部屋などへの設置であれば補助対象とします。



区分	内容
補助金額	上限5万円（対象経費の2／3補助） 例）8万円のエアコンを購入した際 80,000円×2/3≒53,333円、補助金は上限5万円のため補助金額は5万円
補助対象	家庭用エアコン（例：壁掛、窓用、床置型） および室外機（壁掛型設置時） ※市内の店舗から新品で購入したものに限る。
対象経費	・エアコン本体及び室外機の購入費用 ・設置工事費 ※リサイクル料金等は除く
対象世帯	1 次のすべての要件に該当すること。 ・世帯員全員が本市に居住し、本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・世帯員全員が本市の市税等を滞納していない世帯。 ・世帯員の全員が令和6年度の住民税が非課税であること。 ・当該エアコンの購入及び設置に本市から他の補助を受けていないこと。 ・現に居住する自宅にエアコンが設置されていない又は故障等によって使用できるエアコンがないこと。 2 1の要件を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯であること。 ・世帯員の全員が65歳以上であること。 ・世帯員に身体障害者手帳1級または2級の人がいること。 ・世帯員に精神障害者保健福祉手帳1級の人がいること。 ・世帯員に療育手帳Aの人がいること。 ・世帯員に児童扶養手当を受給する人があること ・生活保護法による保護を受けている世帯である場合は、同法の定めに基づく冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯であること。 ※満18歳以下又は高等学校に在籍する世帯員がいる世帯は、自宅にエアコンが設置されていても、対象とします。

かならず  
購入前に  
申請して  
ください！

※詳細は裏面を  
ご覧ください。

裏面もご覧ください

申請期日	令和6年10月31日(木)まで ※購入前に申請してください。
申請書類	申請書、見積書、室内機及び室外機の設置予定箇所の写真、賃貸住宅の場合は賃貸住宅の所有者の同意書、各種手帳及び受給者証の写しなど
申請先	新庄市環境課地域防災係 電話29-5827 (直通)
その他	予算が上限に達した場合は事業を終了します。

## □対象世帯について

以下の流れ図で、もっとも下まで進むことができる世帯が対象となります。

### 必須要件

①世帯員全員が新庄市に在住し、本市の住民基本台帳に記載されていること	②世帯員全員が市税を滞納していないこと	③令和6年度の住民税が非課税であること	④他のエアコン購入補助を受けていないこと
------------------------------------	---------------------	---------------------	----------------------

### ①から④まですべて当てはまる世帯

⑦世帯員全員が65歳以上の世帯	⑧世帯員に身体障害者手帳1級または2級の人がいる	⑨世帯員に精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる	⑩世帯員に療育手帳Aの人がいる	⑪世帯員に児童扶養手当を受給する人がある
-----------------	--------------------------	-------------------------	-----------------	----------------------

### ⑦から⑪までいずれかが当てはまる世帯

<b>A</b> 自宅にエアコンが設置されていない、もしくは故障等により使用できるエアコンがない世帯	<b>B</b> 自宅にエアコンが設置されているが、満18歳以下または高校生の世帯員の居室などに新規でエアコンを設置する世帯
--	--

### AかBのいずれかが当てはまる世帯

**家庭用冷房機新規購入補助金(エアコン購入補助金)の対象となる世帯です!!**